

宮崎県育英資金選考基準

一般育英資金選考基準

学習成績の基準を満たし、かつ家計の基準を満たす者を適格者とする。

ただし、特例として学校長が推薦した学習成績の基準未達の者（特例推薦者）を適格者とする場合がある。

I 学習成績の基準について

学習成績の平均評定値は5段階法によることとし、5段階法によらない評定については、5段階に換算して算定する（小数点第2位で四捨五入）。

1 原則

中学校2年生時の学習成績の平均評定値が**3.0**以上である者を適格とする。

2 特例

中学校2年生時の学習成績の平均評定値が**3.0未達**であっても、本人または家族の状況等により、①、②に該当する者は適格とする場合がある。

① 次のア～オのいずれかに該当する者にあつては、学習成績の平均評定値が**2.7**以上で適格とする。

ア 生計を主として維持する者が規則で定める県内のへき地に居住している者

イ 原子爆弾によって被爆した人の子女

ウ 災害、病気、その他の事故により主たる生計維持者を失った者

エ 中国帰国孤児の子女

オ 申込前1か年以内において火災・風水害等により著しい被害を受けた者及び被害を受けた者の子女

② 次のア、イのいずれかに該当する者にあつては、学習成績は問わない。

ア 障がいがある者

イ 次のaからdまでのいずれかに該当する者。

a その者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けた者。

b その者の属する世帯が地方税法の規定により市町村民税が非課税とされた者

c その者の属する世帯が地方税法の規定により市町村民税が減免された者

d その者の属する世帯の全収入額（年収）が生活保護法の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額（年収に換算）の**1.5**倍以下の者

II 家計の基準について

家計の基準については、次の方法により判断する（34頁に判定例を記載）。

- 1 申請者と生計を一つにする者で収入がある者全員についての収入に関する証明書により世帯所得金額を求める。
- 2 1から「特別控除額」を差し引く。
- 3 2より認定所得金額を算定する。
- 4 3を収入基準額で除した値が**100**以下となる申請者は、家計の基準適格者と判断する

※各用語について

- 1 世帯所得金額 … 金銭・物品などの1年間の収入金額から必要経費を控除した金額
世帯全員の所得について、所得の種類別に算出した金額を合計したもの。

- 2 特別控除額 … 所得金額から控除することを認められた金額。その算出は「特別控除額表」(23頁)により、適用については「2 特別控除額算定上の注意」(23～25頁)による。
- 3 認定所得金額 … (1)から(2)を控除した額。
- 4 収入基準額 … 下の「収入基準額表」に掲げる額のうち、申請者が属する世帯の人員数に対応する額。

収入基準額表

区 分		収入基準額
世帯人員	1人	103万円
	2人	165万円
	3人	190万円
	4人	206万円
	5人	221万円
	6人	234万円
	7人	246万円
	8人	257万円

※ 世帯人員が8人を超える場合は、1人増すごとに12万円を世帯人員8人の収入基準額に加算する。

1 世帯所得金額について

① 所得(収入)の種類別による所得金額の算定

- ・ 収入金額及び所得金額は、万円未満を切り捨て算定する。
- ・ 同一人で2以上の収入源があって、いずれも給与所得(あるいはいずれも年金所得)である場合は、収入金額を合算した後、万円未満を切り捨てた金額より所得金額を算出する。
- ・ 同一人で2以上の収入源があって、給与所得と給与以外の所得である場合は、給与所得については下記算定式により算出し、給与所得以外の所得については、所得証明書における「所得金額」の額を計上する。

所得の種類(収入)	審査上必要となる金額	留意事項
給与所得	給与収入 年金収入	所得証明書※1の「給与収入」、「年金収入」(「給与所得」ではない)。
給与(年金)以外の所得	所得金額	所得証明書の「所得金額」※2。

※1 所得証明書以外の証明書による場合は、申請日現在の職の俸給・給料・賃金・役員報酬・歳費・賞与及び青色申告の専従者給与(白色申告の専従者控除分を含む。)並びにこれらの性質を有する給与等(公的年金を含む。)の収入金額。

なお、家計支持者に給与所得者が複数いる場合は、その収入金額の多寡により、適用する給与所得控除額算定式を別にする。具体的には、主たる家計支持者(収入金額が多い方)には給与所得控除額算定式Aを適用し、従たる家計支持者(収入金額が少ない方)には給与所得控除額算定式Bを適用する。家計支持者のうち一人のみが給与所得者の場合は、給与所得控除額算定式Aを適用する。

給与所得控除額算定式A

年間収入額	控除額
268万円以下の場合	年間収入金額と同額(所得金額は0円)
268万円を超え400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+214万円
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

給与所得控除額算定式B

年 間 収 入 額	控 除 額
65万円以下	年間収入金額と同額
65万円を超え180万円以下	年間収入金額×0.4 ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円
180万円を超え360万円以下	年間収入金額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下	年間収入金額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下	年間収入金額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下	年間収入金額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

給与（年金）収入金額は、万円未満を切り捨てて適用する。給与収入から算出した控除額は万円未満を四捨五入して適用する。

※2 「営業等」、「農業」、「不動産」、「利子」、「配当」、「雑」の所得金額を合算する。「雑所得」については、年金収入金額がない場合のみ所得金額に合算する。年金収入金額がある場合は0円として取り扱う。

② 所得金額算定方法

本人の属する世帯全員について、申請時前年1年間（平成31年1月～令和2年12月）の収入金額を基礎に算定する。算定は、原則貸与申請書に添付の所得証明書等により行い、算定に当たっては以下に留意する。所得証明書以外の「収入に関する証明書」で算定する場合（前年の中途又は本年中、新たに就職、退職、開業等により収入源に変動があり、所得証明書で申請日現在の家計の状況を確認することが妥当でない場合）の算定は、21、22頁のア～ウにより推算した金額を前年分の収入金額とみなす。

- ・ 前年に生産手段に被害を受けたため、収入が減少している場合は、被害を受けなかったものと仮定して所得金額を算出する。（25頁「2 特別控除額算定上の注意(6)」参照）
- ・ 所得金額の万円未満の端数は、切り捨てる。
- ・ 所得金額がマイナスとなる場合は、その人の所得金額は0円とする。
- ・ プラスの所得金額とマイナスの所得金額がある場合は、マイナスの所得金額はゼロとして取扱い、プラスの所得金額を所得とする。
- ・ 所得証明書以外の「収入に関する証明書」で算定する場合

ア 給与所得の場合

勤務先の年収見込証明書又は月収証明書をもって申請年の収入金額を推算する。

推算が困難な場合、「年収＝月収×12（賞与等がある場合はその換算日数を含む）」として算定しても差し支えない。

イ 給与・年金収入以外の場合

申請時の家庭状況、家計の状況、年収見込等を確認し、下記により収入金額に推算する。

- ・ 事業（商業、工業、林業、水産業）所得（収入）場合

- ・売上(収入)金額から必要経費として売上原価と営業経費とを差し引いたものを所得金額とする。
 - ※ 売上原価…仕入れ分のうち、在庫分(たな卸資産)は含まない。
 - ※ 営業経費…雇人費・専従者給与・減価償却費・業務に係る租税公課等、収入を得るための必要経費。

- ・農業所得(収入)

農作物の収入金額(粗収入)のほか、養蚕・牛・馬・豚・鶏等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入額を、すべて収入金額(粗収入)に加算して収入金額の合計(総粗収入)を算出し、これから必要経費(専従者給与を含む。)として、肥料、種苗、蚕種、飼料、燃料等(収入を得るために実際に消費した分)の購入費を差し引いたものを所得金額とする。この所得金額には、自家消費分も含む。

- ・その他の所得(収入)

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業(開業医・弁護士・著述業・公認会計士・外交員・税理士等)によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、地代、内職収入、生活保護法による扶助費、失業給付金等の収入の場合で、それぞれの収入を得るための必要経費(専従者給与を含む。)を要したときは、収入金額からその必要経費を差し引いたものを所得金額とする。

- ※ 住宅建設、その他の借財による返済金は必要経費として認めない。

ウ 申請日現在失業している場合

前年に所得があっても失業前の収入は所得金額に算入しない。

ただし、失業給付金受給中(受給予定を含む。)の場合は、受給額(見込額)を収入とみなし、次の計算により換算し、給与収入として算入する。

基本手当日額×所定給付日数－令和元年12月以前の給付額

- ※ 失業前の月収、失業の年月、現在の生活費の出所及び月額、健康状態、就職の見通し等を考慮して判断する。

2 特別控除額算定上の注意

所得金額から控除できる特別控除額は下記の「特別控除額表」による。

その適用については、(1)～(6)の該当する特別の事情を認定の上、申請時の状態で行う。

特別控除額表

(単位：万円)

区分	特別の事情	特別控除額				
A 世帯を 対象と する 控除	(1)母子・父子世帯	99				
	(2)就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	31			
		中学校	46			
			自宅	自宅外		
		高等学校	国公立	39	69	
			私立	88	118	
		高等専門学校 (1～3年次)	国公立	39	69	
			私立	88	118	
		高等専門学校 (4～5年次・専修)	国公立	43	72	
			私立	87	116	
		大学 (院、短期大学)	国公立	74	121	
	私立		133	180		
	専修学校 (高等課程)	国公立	39	69		
私立		88	118			
専修学校 (専門課程)	国公立	36	81			
	私立	102	147			
	(3)障がいのある人のいる世帯	障がいのある人1人につき 99				
	(4)長期に療養を要する人のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
	(5)主たる生計維持者が別居している世帯	別居のために特別に支出している年間金額 ※実費。ただし71万円を限度とする。				
	(6)火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段に被害があつて、将来長期にわたつて、支出増又は収入減になると認められる年間金額				
B 本人を 対象と する 控除	申込者本人が高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学する予定である場合	世帯の就学者・就学前の子(以下「子供」という。)の人数(申請者本人を含む)	1・2人	3人	4人	5人
			39	128	217	306
	※ B欄の子供の人数が5人を超えるときの控除額は、以下の計算による。 39 + (39 + 50) 万円 × (子供の人数 - 2) 人 = 控除額					

(1) 母子・父子世帯の控除について

世帯の構成が次に該当する場合に適用する。

- ① 母又は父と18歳未満の子女の世帯
- ② 母又は父と18歳未満の子女及び60歳以上で経済力のない(年間収入金額が50万円以下)祖父母等の世帯
- ③ 18歳未満だけの子女の世帯
- ④ 祖父母と18歳未満の子女の世帯
- ⑤ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子女の世帯
- ⑥ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子女及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯

(注1) 18歳以上の就学者及び長期療養、心身に障がいのある等のため経済力のない人は、18歳未満に準ずる者とみなす。

(注2) 祖父母及び兄弟は、それぞれ一方だけの場合も含む。

(注3) 父又は母が行方不明であること、父又は母が別居し離婚調停中であることが、民生委員等の証明や学校の面接等により確認できる場合は、母子・父子世帯として取り扱うことができる。

(2) 就学者のいる世帯の控除

- ① 設置者（国公・私立）別、通学形態別に控除するものとする（小・中学校を除く）。
 - ② 申込者本人については、特別控除額表」（2 1 頁参照）の「区分B」により控除し、「区分A」と重複しての控除は行わない。
 - ③ 大学通信教育部及び大学院並びに短期大学の学生は大学学生分として、高等学校通信制の生徒は高等学校生徒分として、控除の対象とすることができる。
 - ④ 放送大学に在学する全科履修生は、私立大学学生分として控除の対象とするが、科目履修生・選科履修生は控除の対象とすることはできない。
 - ⑤ 高等学校・大学・高等専門学校の特攻科生及び別科生については、それぞれ高等学校生徒、大学学生、高等専門学校学生に相当するものとし、控除の対象とすることができる。
 - ⑥ 専修学校高等課程及び専門課程に在学している生徒は控除の対象となるが、専修学校一般課程に在学している生徒及び各種学校（予備校、職業訓練校等）に在学している者については、控除の対象とすることはできない。
- ※ 就学者控除の特例：子ども（就学者、就学前の子。申請者本人を含む。）が二人を超える人数につき、一人の控除額に50万円加えた額を乗じた額をさらに控除できる。

(3) 障がいのある人のいる世帯の控除

- ① 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体に障がいがあると記載されている人、又はこれに準ずる人
 - ② 公害疾病の認定を受けた人で、かつ、当該公害による身体上の障がいのある人
 - ③ 原子爆弾によって被爆した人で身体の機能に障がいのある人
 - ④ 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人又は知的な障がいのある人と判定される人
 - ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
 - ⑥ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人
- なお、障がいのある人の自立支援（更正）医療費で次項(4)に該当する支出については「長期に療養を要する人」の控除も受けることができる。

(注1) ①の「準ずる人」の範囲

- ・ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている人
- ・ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付申請中の人
- ・ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けていない人でも、「身体障害者福祉法別表」の範囲の身体上の障がいがあることが明らかな人

(注2) (3)④について

精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人とは医師等による証明のできる人、知的な障がいのある人とは児童相談所、知的な障がいのある人のための更生相談所、精神衛生センター又は精神衛生鑑定医の判定により知的な障がいがある人であることが明らかな人

(注3) ⑥の常に就床を要する人とは、介護されなければ自分で排泄ができない程度以上の人で、6か月程度以上状況が継続している事実が明らかな人

(4) 長期に療養を要する人のいる世帯の控除

申請時点において6か月以上の期間療養中の人又は療養を必要と認められる人とする。

控除額は申請時までの支出金額を基礎として、今後の療養見込期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額を算出する。

控除の対象費目については次のとおりとし、健康保険等により医療給付金を受ける金額及び損害賠償等により補てんされる額は除く。

- ① 医師又は歯科医師に対して支払う治療代及び診療代
- ② 病院又は診療所へ入院するために支出する費用
- ③ あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療を受けるために支出する費用
- ④ 看護人に対して支払う費用（看護人に対する賄い費を含む。）

- ⑤ 治療又は療養のために支出する医薬品代
- ⑥ 必要不可欠と認められる病院又は診療所への通院のための交通費
- ⑦ 介護保険により受けた介護サービスの自己負担金
(例) 直近6か月分の領収書、医師の診断書等、支出金額の記載があるもの

(5) 主たる生計維持者が別居している世帯の控除

別居のために特別に支出している金額とし、住居費、光熱水道費・家事用品等の実費に限る。ただし、71万円を限度とする。

経常的に支出している金額を証明できるもの(領収書等)から年間の支出金額を算出(推算)する。推算する場合は、領収書等にその計算方法を明記した補助書類を添付する。

証明書類の提出がない項目については控除できない。

- ※ 別居している主たる生計維持者の収入金額は、世帯へ送金している額の計上ではなく、主たる生計維持者の収入全てをその世帯の収入金額として計上し、別居のために特別に支出している額(例:住宅賃借料、光熱費等)のみを改めてここで控除する。別居している家族への扶養送金は、控除の対象とならない。

(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯の控除

申請前年から申請時まで被害を受けたため、将来支出が増大したり収入が減少したりして長期(2年以上)にわたり著しく困窮状態に置かれると認められる場合のみに限る。

ただし、被害を受けなかったものと仮定したときの認定所得金額が収入基準額を著しく超えている世帯は、推薦の対象としないことを原則とする。

控除額は原則として次のとおりとするが、保険・損害賠償等により補てんされた場合は控除対象外とする。

- ① 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料・家具の購入費、修理費等とする。
- ② 生産手段に被害を受けた場合は、2年以上の長期にわたって収入減を予想される年間金額とする。

上記については、単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではないことに注意する。
なお、所得税の雑損控除を受ける場合には、その額を控除して差し支えない。

へき地育英資金選考基準

1 学習成績の基準について

中学2年次の学習成績の平均評定値が2.7以上であること。
特例については、一般育英資金に準じる。

2 家計の基準について

一般育英資金に準じる。

選考について

基準適格者が予算上の採用枠を超えた場合においては、**成績評定の高い者**から採用するものとする。
評定が同じ数値の場合は、**収入の少ない者**から繰り上げて採用する。